

令和 6 年度湘南東部地区事前協議における公募要件等

1 公募要件

- 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表を参照）。

〔表〕回復期機能または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期機能	地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟入院料または地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料または特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

- ただし、湘南東部地区における分娩取扱件数の増加傾向を鑑み、産科医療を担う機能についても公募を行うこととする。

2 申出要件

- 申出に当たっては、次の要件を満たすこと。

ア 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年 11 月 30 日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置 6 市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

- （ア）改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から 1 年以内
- （イ）新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から 2 年以内
- （ウ）新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日
- （エ）前 3 号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置 6 市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

イ 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次

保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

- 申出に当たっては、次の要件留意すること。
 - ・ 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
 - ・ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

3 申出後の審査における視点

- ・ 関係法令に抵触していないこと
- ・ 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ・ 病院等の開設等の計画に実現性・確実性があること（工事計画、運営計画、人材確保等）

4 配分の考え方

- ・ 既存の医療機関の増床を優先とする。
- ・ 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。
 - 地域における医療需要、地域医療連携への貢献度、郡市医師会・地区病院協会等からの推薦や承諾の有無等